

収支のバランスがとれた財政マネジメント

SDGsの ゴール・ 目標	10 人々の平等 をなくす
---------------------	---------------------

実施項目名	歳入金の適切な管理 (未収金の解消)	所管課	財政課 関係各課
主な課題	「住民負担の公平性」の観点から、未収金の徴収対策と発生未然防止の取組を、より一層推進する必要があります。		
取組内容	貸付金、使用料等に係る未収金の解消に向け、数値目標を設定し、継続して徴収に取り組むとともに、未収金発生未然防止に係る取組を強化します。 沖縄県債権管理条例及び沖縄県における今後の債権管理に関する方針並びに標準及び個別マニュアルに基づいた適切な債権管理を徹底し、未収金の解消に向けた取組を強化します。		
取組による効果	適切な債権管理により、住民負担の公平性の確保が図られます。		
県民から見た行政運営の変化(実施項目の目標)	未収金の解消により、各課等の職員の債権管理に係る事務の効率化による、県民等への行政サービスの「質」の向上につながるとともに、住民負担の公平性が確保されます。		

■具体的な取組

取組項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	達成目標
1 未収債権ごとの数値目標の設定及び解消策の実行	未収債権ごとの数値目標の設定	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【対象となる債権】 令和3年度末の収入未済額が概ね1億円以上の債権</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 生活保護費返還金</li> <li>2 農業改良資金貸付金</li> <li>3 小規模企業者等設備導入資金貸付金</li> <li>4 県営住宅使用料</li> </ol> <p>※県税の未収金については、「県税収入の確保」において取り組む。</p> </div>				未収金の解消による歳入の確保
	活動指標	—	別表の各個表で設定			
2 適切な債権管理の推進	調査及びヒアリングの実施、債権放棄議案提出					
	債権管理条例に基づく債権放棄					
活動指標	調査 年1回 ヒアリング 年1回					

■成果指標

成果指標名	基準値 (R3又はR4)	年度ごとの目標値			
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
1 上記4債権の収入未済額	3,436,623千円 (R3実績)	3,226,095千円	3,126,623千円	3,031,688千円	2,942,427千円

【参考】これまでの主な取組

平成28年8月に沖縄県における今後の債権管理に関する方針を策定した。  
平成28年から平成29年3月にかけて標準マニュアルの策定及び個別マニュアルを改訂した。  
令和3年2月に沖縄県債権管理条例を制定した。

## 未収金の解消

個票番号: 1

### 債権ごとの数値目標等

未収金債権名	生活保護費返還金	所管課	保護・援護課
債権の概要	生活保護制度では収入に変動があった場合に届出の義務を課しているが、届出がない場合等保護費が過大に支給されるため、その返還決定に伴う債権		

#### 1 未収金解消に向けた今後の数値目標

(単位: 千円)

年度		R4末	R5末	R6末	R7末	R8末	R4とR8の比較
合計	残高目標額	184,668	183,530	181,789	179,574	176,987	—
	前年度比増減額	—	▲ 1,138	▲ 1,741	▲ 2,215	▲ 2,587	▲ 7,681
	増減率(%)	—	▲0.6%	▲0.9%	▲1.2%	▲1.4%	▲4.2%
現年度分	残高目標額	48,255	47,408	46,562	45,715	44,868	—
	前年度比増減額	—	▲ 847	▲ 846	▲ 847	▲ 847	▲ 3,387
	増減率(%)	—	▲1.8%	▲1.8%	▲1.8%	▲1.9%	▲7.0%
過年度分	残高目標額	136,413	136,122	135,227	133,859	132,119	—
	前年度比増減額	—	▲ 291	▲ 895	▲ 1,368	▲ 1,740	▲ 4,294
	増減率(%)	—	▲0.2%	▲0.7%	▲1.0%	▲1.3%	▲3.1%

(参考)

うち時効到来債権残高	4,663	4,430	4,208	3,998	3,798	▲ 865
------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

※時効到来債権とは、時効期間経過前に督促や催告を行うなど履行の請求に努めたものの、時効期間が経過したものの、(時効期間: 地方自治法第236条第1項 5年) (時効到来債権と時効未到来債権が混在している債務者分を除く)

#### 2 目標設定の考え方

##### 【現年度分】

生活保護費返還金は生活保護費を支給する過程で発生するもので、個々のケースの状況によって金額も異なることから、令和4年度以降の調定額を平成30年度から令和3年度の平均額(169,315千円)を見込額としている。収納率(徴収額)については、九州各県における平成30年度から令和2年度の平均収納率73.5%を目標とした上で、令和4年度末の現年度分収納率を71.5%に設定し、以後1年間で0.5%ずつアップさせ、令和8年度に73.5%となるように設定した。

##### 【過年度分】

生活保護費返還金の債務者は、その多くが生活に困窮しており収納(徴収)が困難なことから、過年度分については、平成30年度から令和3年度までの収納率の平均3.8%をもとに令和4年度末の収納率を4%に設定し、以後据え置きとした。

不納欠損額は、各年度とも令和3年度と同程度の9,000千円として設定している。

##### 【時効到来分】

生活保護費返還金の未収金は、個々の状況に応じて履行延期を行い福祉事務所において訪問、事務所面談、電話等により時効到来前の回収に取り組んでいるが、特に過年度に発生した債権について、保護受給中、又は保護を脱却した後も生活に困窮し返済が滞る場合が多いことや、相続人の所在不明等により督促・催告等ができない等、回収が困難な状況である。

また、時効が近づいているものについては、財産調査を行った上で履行延期等の処理方針を決定するなど適切な債権管理を行い、徴収努力をすることで、新たな時効到来債権を減少させることとし、併せて時効の到来した債権については、速やかに不納欠損処理を行い、各年度、前年度増減率▲5%を目標として未収金の解消に取り組んで行く。

#### 3 未収金解消に向けた具体的な対応策等

##### 【返還金を発生させないための取組】

返還金発生 of 未然防止として、被保護者に対し、収入等があった場合の届出義務の周知、訪問活動による就労や支援の有無等の実態把握を徹底する。

##### 【未収金を発生させないための取組】

債権管理適正化調査員を活用し、債権発生時には初期の段階で時期を逸しない督促や納入指導を行う。また、電話や訪問による積極的な催告等適切な債権管理に努めるとともに、債務者の状況に応じて履行延期制度を適切に活用するなど、無理なく返済を継続できる状態につなげていくことで、返還金等の回収に努める。

## 未収金の解消

個票番号:2

### 債権ごとの数値目標等

未収金債権名	農業改良資金貸付金	所管課	農政経済課
債権の概要	新たな農業経営等にチャレンジする農業者に対する資金の無利子貸付		

#### 1 未収金解消に向けた今後の数値目標

(単位:千円)

年度		R4末	R5末	R6末	R7末	R8末	R4とR8の比較
合計	残高目標額	229,358	212,615	197,307	183,298	170,467	—
	前年度比増減額	—	▲ 16,743	▲ 15,308	▲ 14,009	▲ 12,831	▲ 58,891
	増減率(%)	—	▲7.3%	▲7.2%	▲7.1%	▲7.0%	▲25.7%
現年度分	残高目標額	0	0	0	0	0	—
	前年度比増減額	—	0	0	0	0	0
	増減率(%)	—	—	—	—	—	—
過年度分	残高目標額	229,358	212,615	197,307	183,298	170,467	—
	前年度比増減額	—	▲ 16,743	▲ 15,308	▲ 14,009	▲ 12,831	▲ 58,891
	増減率(%)	—	▲7.3%	▲7.2%	▲7.1%	▲7.0%	▲25.7%

(参考)

うち時効到来債権残高	46,242	45,641	45,047	44,462	43,884	▲ 2,358
------------	--------	--------	--------	--------	--------	---------

※時効到来債権とは、時効期間経過前に督促や催告を行うなど履行の請求に努めたものの、時効期間が経過したものの。(時効期間:旧民法第167条第1項 10年)

#### 2 目標設定の考え方

##### 【現年度分】

現在、県においては新規貸付を行っておらず、約定償還分もすべて満了したことから、現年度の未収金は発生しない。

##### 【過年度分】

債務者の高齢化や離農、燃料・資材価格高騰等による営農環境の悪化等のほか、回収が進むことで総額が減少し、より困難なケースの割合が高まることから、H30～R3年度の平均徴収率(7.5%)から対前年度で0.1ポイントずつ減少(同期間の対前年度平均増減率)していくこととして、残高目標額を設定する。

##### 【時効到来分】

引き続き債権回収に努めることとするが、回収不能債権については、条件が整い次第、法的手続又は債権放棄を行い不納欠損処理する。

残高目標設定については、直近5カ年間の平均増減率△1.3%を目標として未収金残高を圧縮する。

#### 3 未収金解消に向けた具体的な対応策等

平成29年3月に策定した「沖縄県農業改良資金管理マニュアル」に基づき、適正な債権管理に取り組む。具体的には、以下のような取り組みを継続して行っていく。

- ① 借受者本人のみならず連帯保証人に対しても面談・催告を行い、債務者の実情を把握して分割返済等を促す。
- ② 県の督促にも誠意を示さないケースについては、誠実に返済に応じている債務者との公平性を確保するため、債権回収に豊富な知識と経験を有する債権回収会社に回収を委託し、県・民間委託の両輪で回収を強化していく。
- ③ 返済余力がありながら返済に応じない債務者に対しては、費用対効果を検討し、効果が大きいと判断されるケースについては法的措置を検討する。
- ④ やむを得ず不納欠損せざるを得なくなったケースについては速やかに処理を行い、実行ある債権回収となるよう取り組んでいく。

## 未収金の解消

個票番号:3

### 債権ごとの数値目標等

未収金債権名	小規模企業者等設備導入資金貸付金	所管課	中小企業支援課
債権の概要	①高度化資金元利収入 中小企業者等への貸付金元利収入 ②設備資金元利収入 小規模企業者等への貸付金元利収入		

#### 1 未収金解消に向けた今後の数値目標

(単位:千円)

年度		R4末	R5末	R6末	R7末	R8末	R4とR8の比較
合計	残高目標額	2,531,418	2,185,558	2,132,458	2,079,358	2,026,258	—
	前年度比増減額	—	▲ 345,860	▲ 53,100	▲ 53,100	▲ 53,100	▲ 505,160
	増減率(%)	—	▲13.7%	▲2.4%	▲2.5%	▲2.6%	▲20.0%
現年度分	残高目標額	0	0	0	0	0	—
	前年度比増減額	—	0	0	0	0	0
	増減率(%)	—	—	—	—	—	—
過年度分	残高目標額	2,531,418	2,185,558	2,132,458	2,079,358	2,026,258	—
	前年度比増減額	—	▲ 345,860	▲ 53,100	▲ 53,100	▲ 53,100	▲ 505,160
	増減率(%)	—	▲13.7%	▲2.4%	▲2.5%	▲2.6%	▲20.0%

(参考)

うち時効到来債権残高	319,996	85,268	85,268	85,268	85,268	0
------------	---------	--------	--------	--------	--------	---

※時効到来債権とは、時効期間経過前に督促や催告を行うなど履行の請求に努めたものの、時効期間が経過したもの(時効期間:商法第522条 5年)

#### 2 目標設定の考え方

##### 【現年度分(正常償還先)】

現時点において新たな収入未済が発生する可能性が低いことから、残高目標額を0としている。

##### 【過年度分】

延滞先から今後数年間程度の返済計画書を徴求しており、それに基づいた未収金残高の目標設定を行っている。

##### 【時効到来分】

現在残高がある時効到来債権は、昭和40年代後半の貸付がほとんどで、個人事業者は代表者死亡、法人は法人登記は残っているものの実質廃業状態等で、主債務者の意思確認ができず、当該債権を消滅させるには、議会の議決を経たうえで債権放棄を行うしかないが、議案提出に際して、相続人の相続放棄確認書類や時効援用申立書の関係書類を収集し、債権放棄以外に取り得る手段がないことを明確にしておく必要があり、相続人の特定や居住先の確認、相続放棄の有無、時効の援用の意思確認にはかなりの時間を要することから、今後の数値目標は、期間中据え置きとしている。

主債務者法人の未清算又は主債務者の死亡により、主債務の意思表示を確認できない貸付先においては、引き続き必要な調査を行い、条件が整い次第、債権放棄又は不納欠損処理を行う。

今後も新たな時効到来債権の発生防止に引き続き努める。

#### 3 未収金解消に向けた具体的な対応策等

##### 【営業中である延滞貸付先】(高度化資金)

- ① 事業者の決算書等を参考に返済額増額の交渉等を検討する。また、必要に応じて経営診断を実施し、経営改善等を着実に推進させることで返済額増額につなげる。
- ② 債権管理マニュアルに基づき、個々の貸付先に応じた債権管理を行う。

##### 【破綻先・回収困難先等】(高度化資金・設備近代化資金)

- ① 主債務者及び連帯保証人からの分割納付による回収。
- ② 回収困難先については、引き続き民間債権回収会社へ債権回収業務を委託し、回収強化を図る。
- ③ 返済にあたり誠意がみられない貸付先については、抵当権行使等の検討。
- ④ 回収不能債権については、消滅手続きに関する方針に基づき債権消滅に向けた調査等を行う。

# 未収金の解消

個票番号:4

## 債権ごとの数値目標等

未収金債権名	県営住宅使用料	所管課	住宅課
債権の概要	県営住宅の使用料		

### 1 未収金解消に向けた今後の数値目標

(単位:千円)

年度		R4末	R5末	R6末	R7末	R8末	R4とR8の比較
合計	残高目標額	404,694	372,632	346,309	324,698	306,955	—
	前年度比増減額	—	▲ 32,062	▲ 26,323	▲ 21,611	▲ 17,743	▲ 97,739
	増減率(%)	—	▲7.9%	▲7.1%	▲6.2%	▲5.5%	▲24.2%
現年度分	残高目標額	40,378	40,378	40,378	40,378	40,378	—
	前年度比増減額	—	0	0	0	0	0
	増減率(%)	—	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
過年度分	残高目標額	364,316	332,254	305,931	284,320	266,577	—
	前年度比増減額	—	▲ 32,062	▲ 26,323	▲ 21,611	▲ 17,743	▲ 97,739
	増減率(%)	—	▲8.8%	▲7.9%	▲7.1%	▲6.2%	▲26.8%

(参考)

うち時効到来債権残高	337,539	307,833	283,445	263,422	246,984	▲ 90,555
------------	---------	---------	---------	---------	---------	----------

※時効到来債権とは、時効期間経過前に督促や催告を行うなど履行の請求に努めたものの、時効期間が経過したもの(時効期間:新民法166条、旧民法169条 5年)

### 2 目標設定の考え方

#### 【現年度分】

本県の県営住宅使用料の現年度分収入率は、平成30年度より全国平均を上回っている。

今後は、全国平均より高い収納率である、九州各県の収納率平均値(99.2%)以上を毎年度達成することを目標とする。

#### 【過年度分】

適切な債権管理を実施し、債権回収業務等の委託により、資力がある者への催告や、回収が極めて困難である債権の不納欠損処理等を行い、過年度分の未収金額を縮減する。

#### 過年度分の回収・不納欠損・未収金 目標金額(単位:千円)

年度	調定額	回収額	不納欠損額	収入未済額
R4	443,746	47,037	32,393	364,316
R5	404,694	42,898	29,543	332,254
R6	372,632	39,499	27,202	305,931
R7	346,309	36,709	25,281	284,320
R8	324,698	34,418	23,703	266,577

#### 【時効到来分】

県営住宅使用料は、過年度分の滞納者が所在不明であることが多く、所在が判明しても資力が低い者が多いため、回収が困難な状況である。

時効到来債権については、各年度ごとの時効未到来債権の回収に努めるとともに、不納欠損処理を行い、時効到来債権の未収金額を縮減する。

#### 時効到来分の回収・不納欠損・未収金 目標金額(単位:千円)

年度	調定額	回収額	不納欠損額	収入未済額
R4	411,131	43,580	30,012	337,539
R5	374,949	39,745	27,372	307,833
R6	345,244	36,596	25,203	283,445
R7	320,855	34,011	23,423	263,422
R8	300,833	31,888	21,961	246,984

### 3 未収金解消に向けた具体的な対応策等

- ① 滞納者に対する早期の働きかけと、納入意識の啓発及び相談業務の実施
- ② 長期・高額滞納者(滞納6ヶ月以上又は20万円以上)に対する法的措置の対応
- ③ 最終催告や訴えの提起議決歴のある滞納3ヶ月以上の者に対する法的措置の対応
- ④ 債権回収会社へ集金代行業務の委託
- ⑤ 弁護士等への「退去滞納者に係る所在調査及び生活状況の確認業務等」の委託
- ⑥ 債務者の状況把握、不納欠損処理を含めた適正な債権管理